

知って得する情報満載

# 「標準引越し運送約款」の ポイント

スムーズなお引越しのために  
必ずお読みください



JTA 公益社団法人  
全日本トラック協会  
<http://www.jta.or.jp>

## 1 約款について…

- この約款は、一般家庭の引越しでトラックを貸し切っておこなう引越しに適用されます。【第1条1】  
\*事務所の移転や、積合せの少量の引越しについては、原則として適用されません。



## 3 現金や貴重品などはお引き受け できない場合があります

- お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2-1】



- お引き受けできない場合があります。【第4条2-3】



## 4 引受できないものや、こわれやすい 物は事前に申告してください【第8条】

ポイント③のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。



## 2 見積りは無料です

- 見積りは無料。(ただし事前のお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります) 【第3条4】

- 見積りの際に、内金、手付金などは支払う必要ありません。 【第3条5】



- 荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。【第19条1】



## 5 荷造りや作業について

- 見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。【第3条2八】

- 事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。 【第7条3】



## 6 解約・延期手数料は…

- 解約・延期手数料は引越荷物の受取日の前日で運賃の10%以内、当日で20%以内です。

- すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。 【第21条】



### 引越荷物の受取日の

前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した運賃の <b>10%以内</b>	見積書に記載した運賃の <b>20%以内</b>

【第21条2-2】

## 7 引越しの最後に確認!

- 部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、壁や床にキズがないか運送事業者と確認しましょう。



## 8 破損や紛失については 3ヶ月以内にお知らせ ください

- 事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。 【第25条1】



標準引越運送約款

(平成二年十一月二十二日) 運輸省告示第五百七十七号  
改正 平成十五年三月三日 国土交通省告示第百七十号

第一章	総則(第一条・第二条)
第二章	見積り(第三条)
第三章	運送の引受け(第四条・第五条)
第四章	荷物の受取(第六条・第八条)
第五章	荷物の渡し(第九条・第十一条)
第六章	附(第十三条・第十四条)

第一章 總則 第八章 貨物運送責任 第九章 貨物運送規則

範囲) 第一章

**3 2** この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。  
この約款に定めのない事項については、法令又は一般的の慣習によります。  
当店は、前一項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じことがあります。  
**第二条 (受付日時)** 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。  
前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

## (見積り) 第二章 見積り

**第三条** 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。  
2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

四三二  
荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号  
荷物の受取日時及び引渡日  
発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

八七六五  
運賃等の合計額、内訳及び支払方法  
解約手数料の額  
当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号  
荷送人及び荷受け人並びに当店が行う作業内容

3 九 その他見積りに關し必要な事項  
前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み又は取卸し作業等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

**4 見積料は請求しません。**ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

**76** しません。  
当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。

の有無等について確認を行います。

三二一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。  
運送に適する設備がないとき。  
運送に適する設備がないとき。  
運送に適する設備がないとき。

四五 一 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することができます。  
二 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯すること  
運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。  
天災その他やむを得ない事由があるとき。

**三二** のできる貴重品  
火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの  
動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たつて特殊な管理を要するため、他の荷物と

送することに適さないもの  
四 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第2項の規定によく点検の同意を与えないもの  
(連絡運輸又は利用運送)

**第五条** 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡し、他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

**第六条** (荷物の受取を行う日時)  
当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。  
**(荷造り)**

**第七条 荷送人は荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをせねばなりません。**

**第八条** 当店は、荷物を受け取る時ごと、第四条第二項各号に該する荷物、貴重品（第四条第二項第一号を除く）**3** 負担により必要な荷造りを行います。  
前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

**第二十一条**は、荷物を受取る時に、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第一号に掲げる荷物を除く。）で運送する際の注意を要するもの有無並びにその性質を申告することを請求人へ求めます。

**2** 2  
当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。  
**3** 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異ならないときは、このために生じた損害を賠償します。

**第一項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なると  
檢に要した費用は荷送人の負担とします。**

**第九条** (荷物の引渡しを行う日)  
当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷物引渡し

**第十条** 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷受人へ又は荷受人に對して通知します。  
**(荷受人が不在の場合の措置)**

し、荷受人に代わって荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)の氏名及び連絡先の中告を求めます。  
2 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもつて荷受人にに対する引渡しとみなします。

**第十一條** 当店は、荷受人又は代理受取人（以下「荷受人等」という）を確知することができないときは、又は荷受人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受取ることができないときは、遅滞なく荷送人に對し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求める。

前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分に要した費用は荷送人の負担とします。  
**〔引渡しができない荷物の処分〕**

**第十二条** 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。前項の規定による処分を行つたときは、屋帶なくその旨を寄送人又は荷受人に付して通知します。

43  
第一項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。  
当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは競売に充當します。

（指図） 第六章 指図  
第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることできます。  
2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。  
（指図に応じない場合） 第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。当店は、前項の規定により指図に応じないときは、運送料金の半額を請求する場合があります。

(四)

**第十三条** 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をできます。